

## 山陰海岸国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例

平成 12 年 10 月 12 日付け環境省告示第 70 号

平成 15 年 8 月 13 日付け環境省告示第 76 号

平成 16 年 4 月 23 日付け環境省告示第 30 号

特定地域	特定行為
<p>京都府 A 地区 京都府京丹後市網野町浜詰及び木津並びに同市久美浜町湊宮及び鹿野の各一部</p>	<p>京都府 A 地区内において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第十一条第十六項に規定する行為については、同項第五号中「こと」とあるのは、「こと。ただし、田畑等の地下に存する土石を採取するものであつて、採取終了後の跡地が農地として使用されることが確実であると認められるものについては、この限りでない」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
<p>京都府 B 地区 京都府京丹後市網野町柴古及び浜詰並びに同市久美浜町箱石の各一部</p>	<p>京都府 B 地区又は兵庫県 A 地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号から第三号まで及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「十三メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
<p>兵庫県 A 地区 兵庫県豊岡市城崎町戸島、同市竹野町竹野字西町並びに美方郡香美町香住区大字鎧及び大字余部小字御崎の各一部</p>	<p>2 京都府 B 地区又は兵庫県 A 地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「及び第四項第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項ただし書中「該当するもの」とあるのは「該当するもの又は農林漁業に関連する地場産業を営むために必要な建築物の新築、改築若しくは増築であつて第一項第二号から第五号までに掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>3 京都府 B 地区又は兵庫県 A 地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは、「第一号、第二号、第八号及び第九号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
<p>京都府 C 地区 京都府京丹後市久美浜町湊宮の一部</p>	<p>京都府 C 地区内において行われる規則第十一条第一項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは、「次の各号（第二号を除く。）に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>

<p>兵庫県B地区 兵庫県豊岡市城崎町 大字桃島の一部</p>	<p>兵庫県B地区内において行われる規則第十一条第二項に規定する行為については、同項中「十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>2 兵庫県B地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号から第三号まで及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第二号中「十メートル」とあるのは「二十メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>3 兵庫県B地区内において行われる規則第十一条第六項の規定する行為については、同項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「及び第四項第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と、同項ただし書中「該当するもの」とあるのは「該当するもの又は農林漁業に関連する地場産業を営むために必要な建築物の新築、改築若しくは増築であつて第一項第二号から第五号までに掲げる基準に適合するもの」と、同項第一号中「十三メートル」とあるのは「二十メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>4 兵庫県B地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは、「第一号、第二号、第八号及び第九号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
<p>鳥取県A地区 鳥取県岩美郡岩美町 大字浦富の一部</p>	<p>鳥取県A地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号、第三号及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第三号中「分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物」とあるのは、「当該建築物」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>2 鳥取県A地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「及び第四項第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>

	<p>3 鳥取県A地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは、「第一号、第二号、第八号及び第九号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
<p>鳥取県B地区 鳥取県岩美郡岩美町 大字浦富及び大字牧 谷の各一部</p>	<p>鳥取県B地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「及び第九号から第十一号までの規定の例による」とあるのは、「第九号及び第十一号の規定の例による（この場合においては、第四項第九号中「公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上」とあるのは、「一般国道百七十八号線の路肩から二十メートル以上」とする。）」と、同項第二号中「前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積」とあるのは「第四項第六号の表の上欄に掲げる地域」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
<p>鳥取県C地区 鳥取県鳥取市福部町 細川及び湯山の各一部</p>	<p>鳥取県C地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「及び第九号から第十一号までの規定の例による」とあるのは、「第九号及び第十一号の規定の例による（この場合においては、第四項第九号中「二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上」とあるのは、「十メートル以上」とする。）」と、同項第二号中「前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積」とあるのは「第四項第六号の表の上欄に掲げる地域」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
<p>鳥取県D地区 鳥取県鳥取市福部町 細川の一部</p>	<p>鳥取県D地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは「第一号、第三号、第四号、第七号、第八号及び第十一号に掲げるとおり」と、同項第三号中「分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物」とあるのは「当該建築物」と、同項第四号中「千平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>2 鳥取県D地区内において行われる規則第十一条第九項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは「次の各号</p>

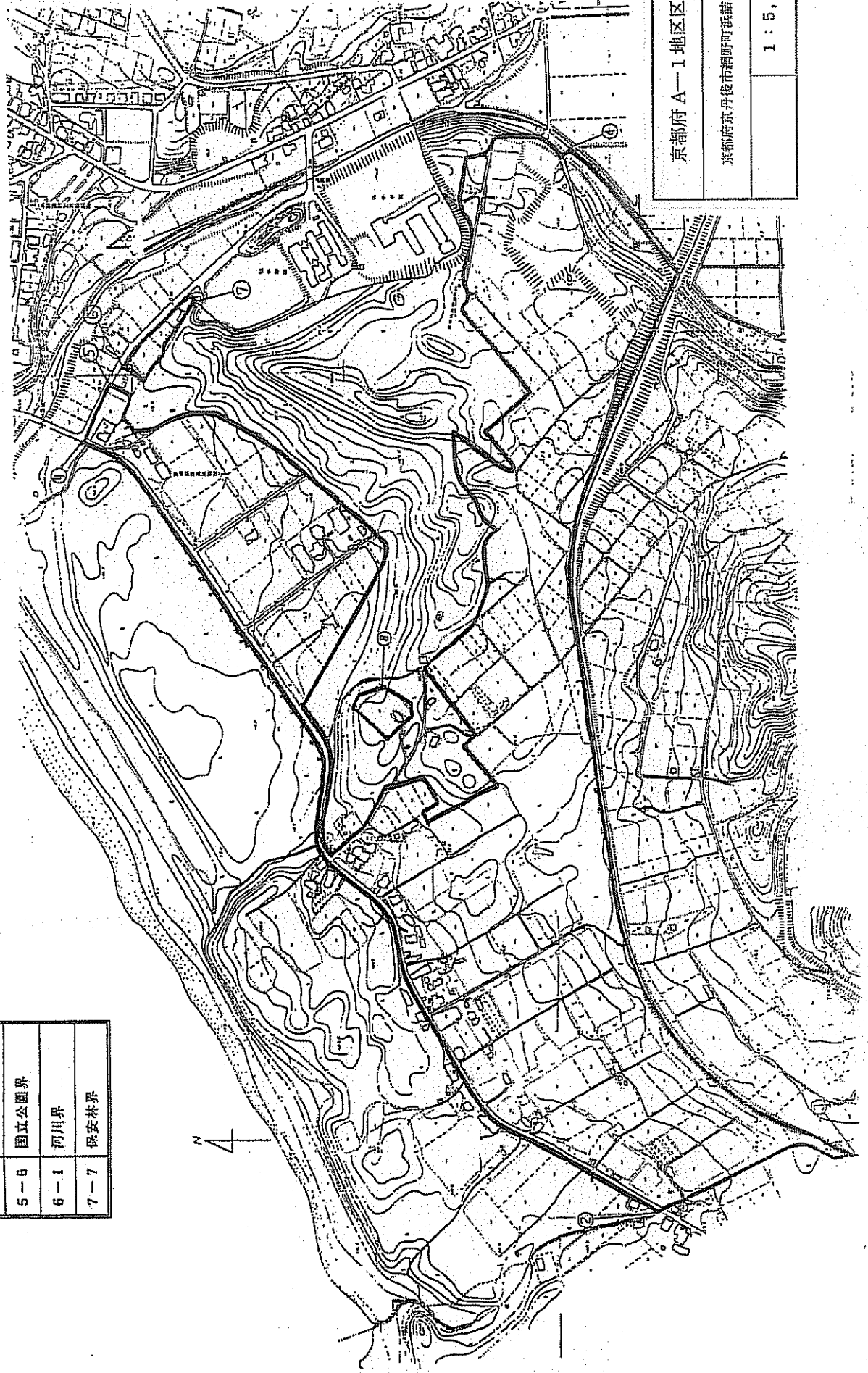
	<p>(第五号及び第七号を除く。)に掲げる」と、同項第三号中「千平方メートル」とあるのは「二百平方メートル」と、同項第四号中「土地及び公園事業道路等の路肩から二十メートル以内の土地」とあるのは「土地」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
<p>鳥取県E地区 鳥取県鳥取市福部町 細川の一部</p>	<p>鳥取県E地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「及び第九号から第十一号まで」とあるのは「、第九号及び第十一号」と、「規定の例による」とあるのは「規定の例による(この場合においては、第四項第九号中「公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上」とあるのは、「道路の路肩から二メートル以上」とする。)」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p>
<p>鳥取砂丘地区 鳥取県鳥取市浜坂及 び同市福部町湯山の 各一部</p>	<p>鳥取砂丘地区において行われる規則第十一条第一項に規定する行為については、同項ただし書中「又は学術研究」とあるのは「若しくは学術研究」と、「適合するもの」とあるのは「適合するもの又は鳥取県若しくは鳥取市が主催し、共催し、若しくは後援する一時的な行事に関して行われる建築物の新築、改築若しくは増築であつて、野生動植物の生息若しくは生育上その他の景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められ、かつ、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>2 鳥取砂丘地区において行われる規則第十一条第十二項に規定する行為については、同項第一号ただし書中「もの」を「もの又は鳥取県若しくは鳥取市が主催し、共催し、若しくは後援する一時的な行事に関して行われる工作物の新築、改築若しくは増築であつて、野生動植物の生息若しくは生育上その他の景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められるもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。</p> <p>3 鳥取砂丘地区において行われる規則第十一条第十九項に規定する行為については、同項第五号中「又は保安の目的で行わ</p>

れるもの」とあるのは、「、保安の目的で行われるもの又は鳥取県若しくは鳥取市が主催し、共催し、若しくは後援する一時的な行事として行われるもの（特別保護地区内の砂を利用したものに限る。）であつて、野生動植物の生息若しくは生育上その他の景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められ、かつ、跡地の整理を適切に行うこととされているもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 鳥取砂丘地区において行われる規則第十一条第二十八項に規定する行為については、同項中「する」とあるのは「する。ただし、法第十四条第三項第六号及び第九号に掲げる行為のうち、鳥取県又は鳥取市が主催し、共催し、又は後援する一時的な行事に関して行われ、かつ、野生動植物の生息又は生育上その他の景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないと認められるものにあつては、この限りではない」と読み替えて、同項の規定を適用する。

山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (京都府A-1地区)

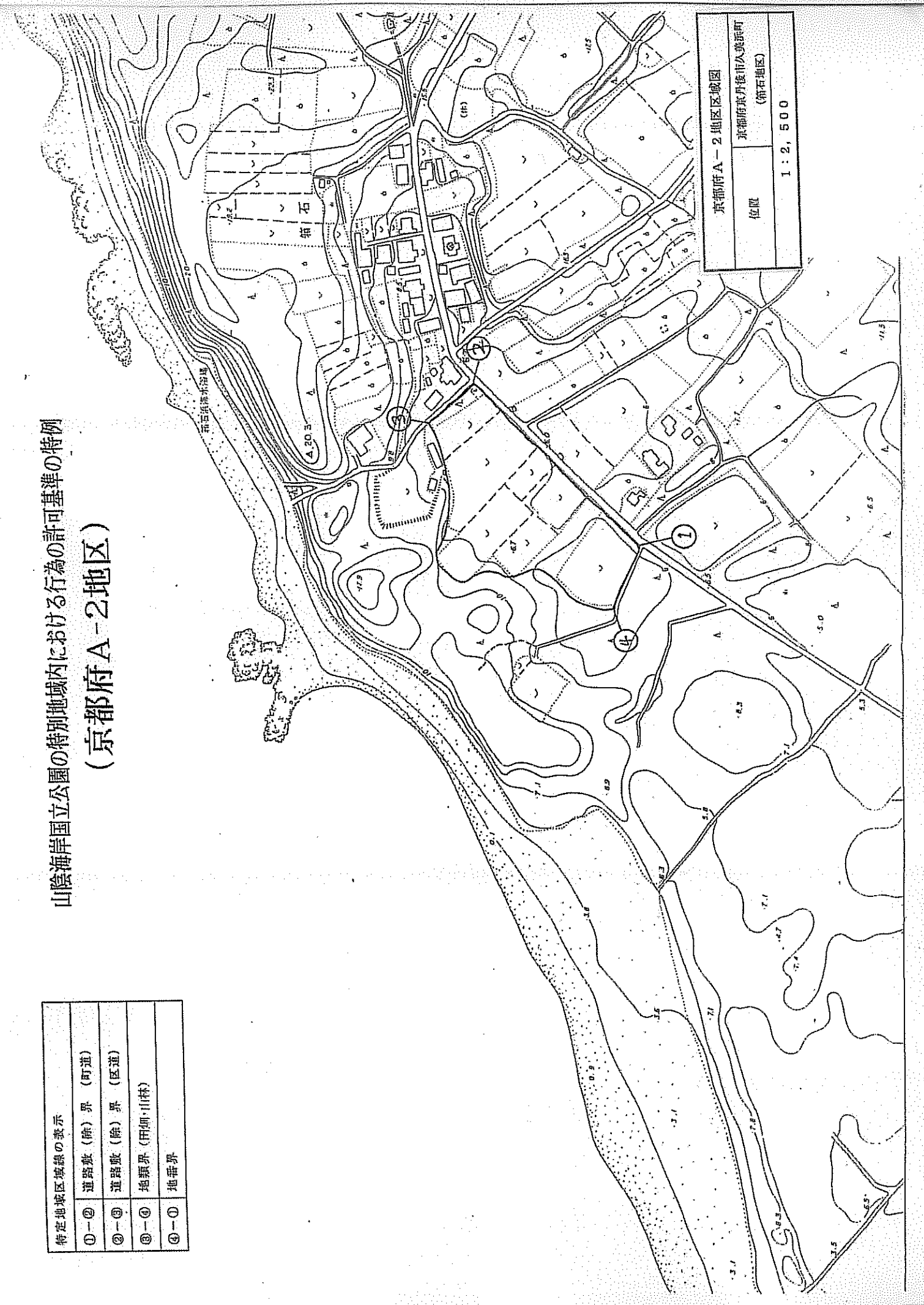
凡	例
1-2	道幅界
2-3	町界
3-4	国立公園界
4-5	保安林界
5-6	国立公園界
6-1	河川界
7-7	保安林界



京都府 A-1 地区区域図	
京都府京丹後市網町茂誠、本津	
1 : 5,000	

山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (京都府A-2地区)

特定地域区域線の表示	
①-②	道路敷(除)界(町道)
②-③	道路敷(除)界(区道)
③-④	地類界(田畑・山林)
④-①	地番界

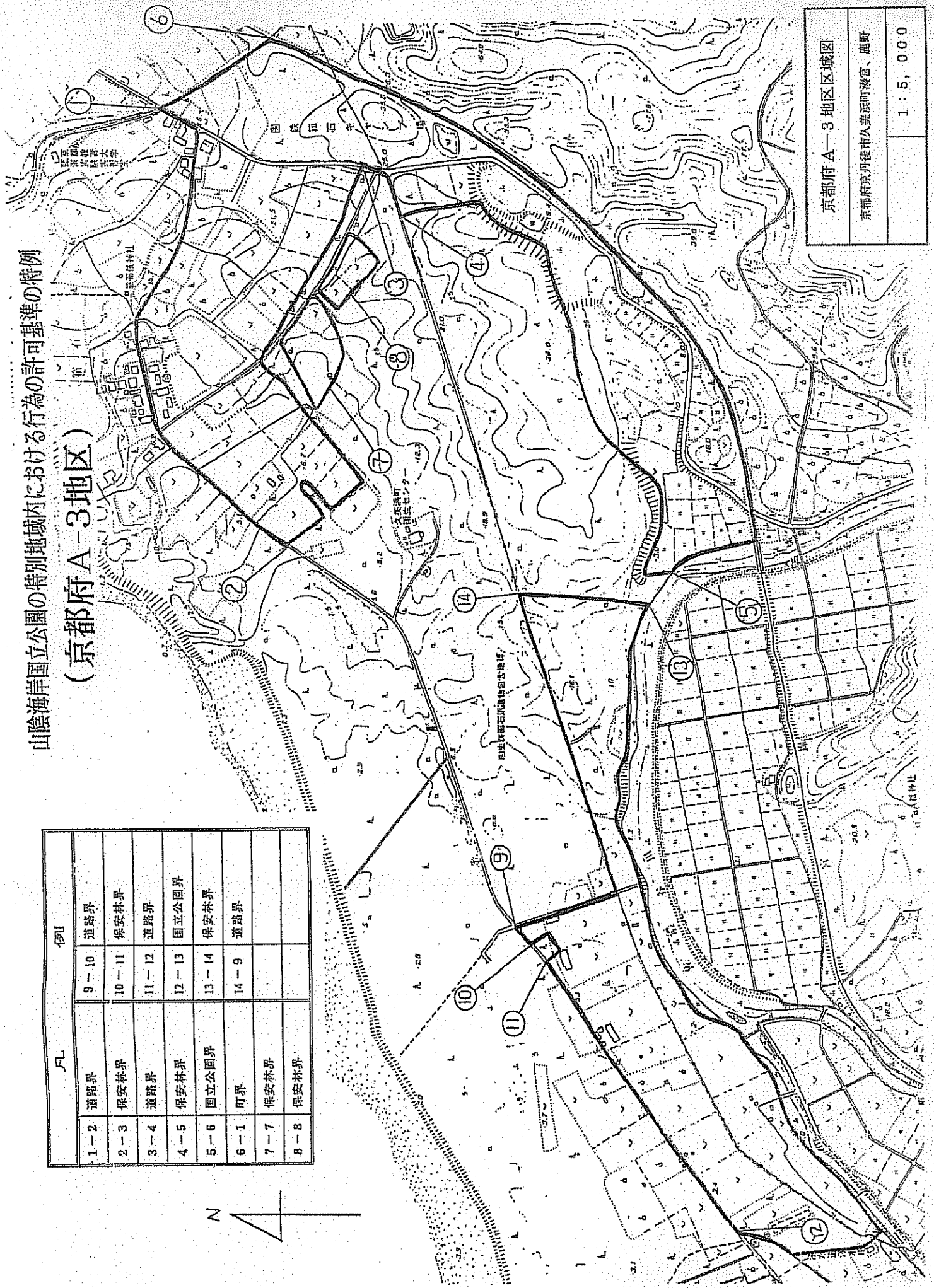
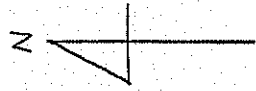


京都府A-2地区区域図  
 京都市八雲区  
 (箱石地区)  
 位置  
 1:2,500

山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(京都府A-3地区)

凡 例	
1-2	道路界
2-3	保安林界
3-4	道路界
4-5	保安林界
5-6	国立公園界
6-1	町界
7-7	保安林界
8-8	保安林界
9-10	道路界
10-11	保安林界
11-12	道路界
12-13	国立公園界
13-14	保安林界
14-9	道路界

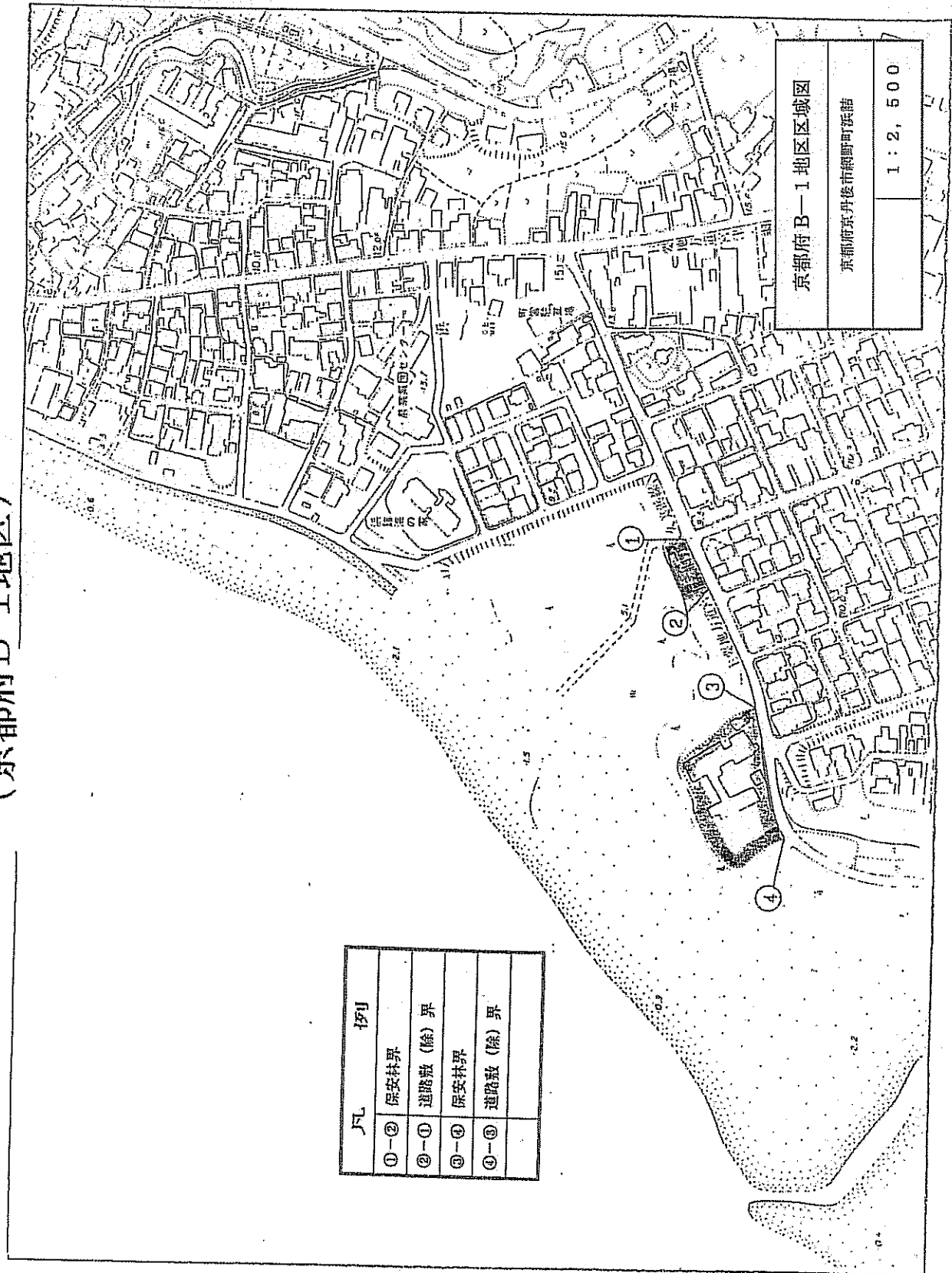


京都府A-3地区区域図
京都府京丹後市久美浜町瀬谷、鹿野
1:5,000



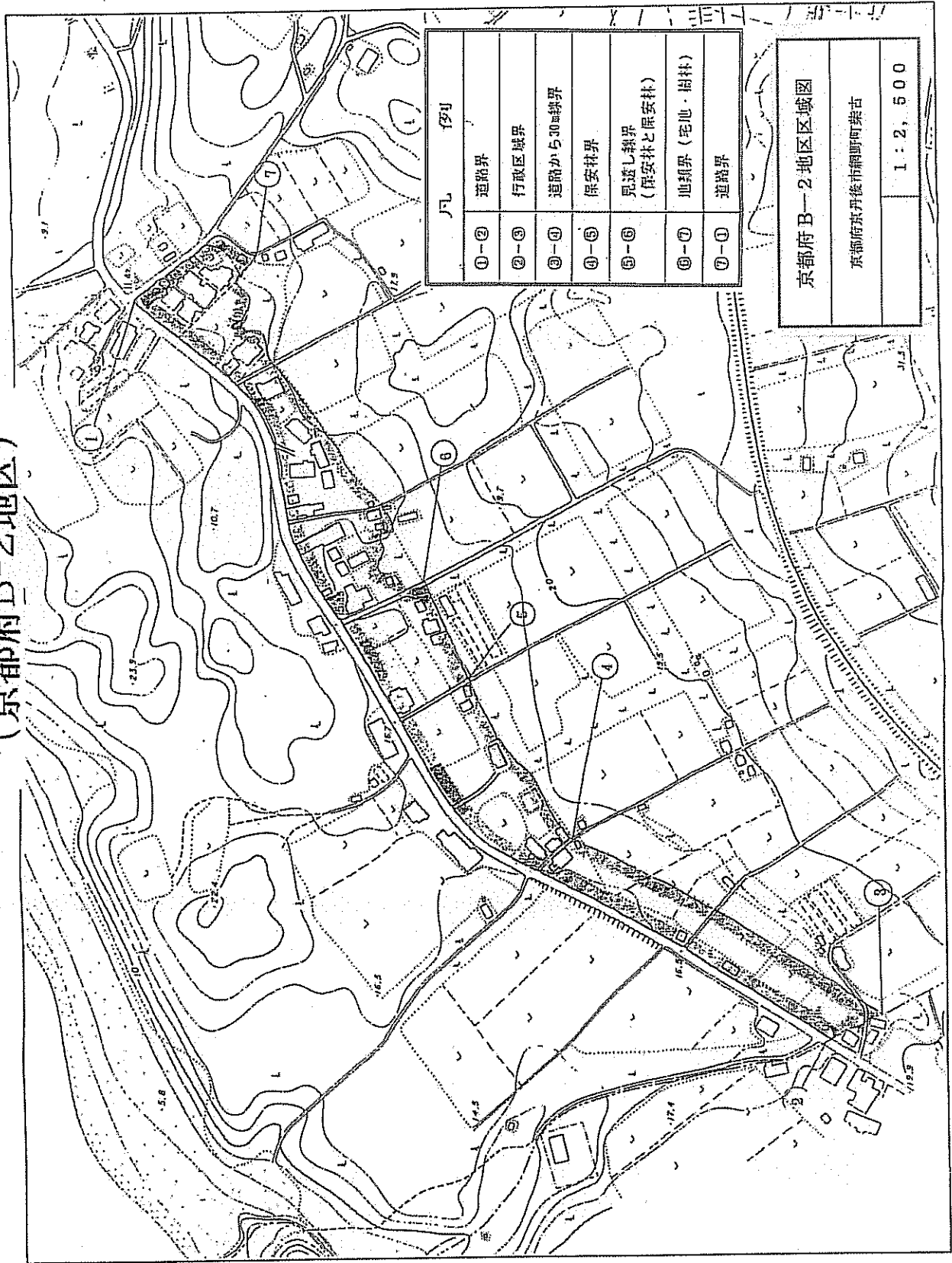
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(京都府B-1地区)



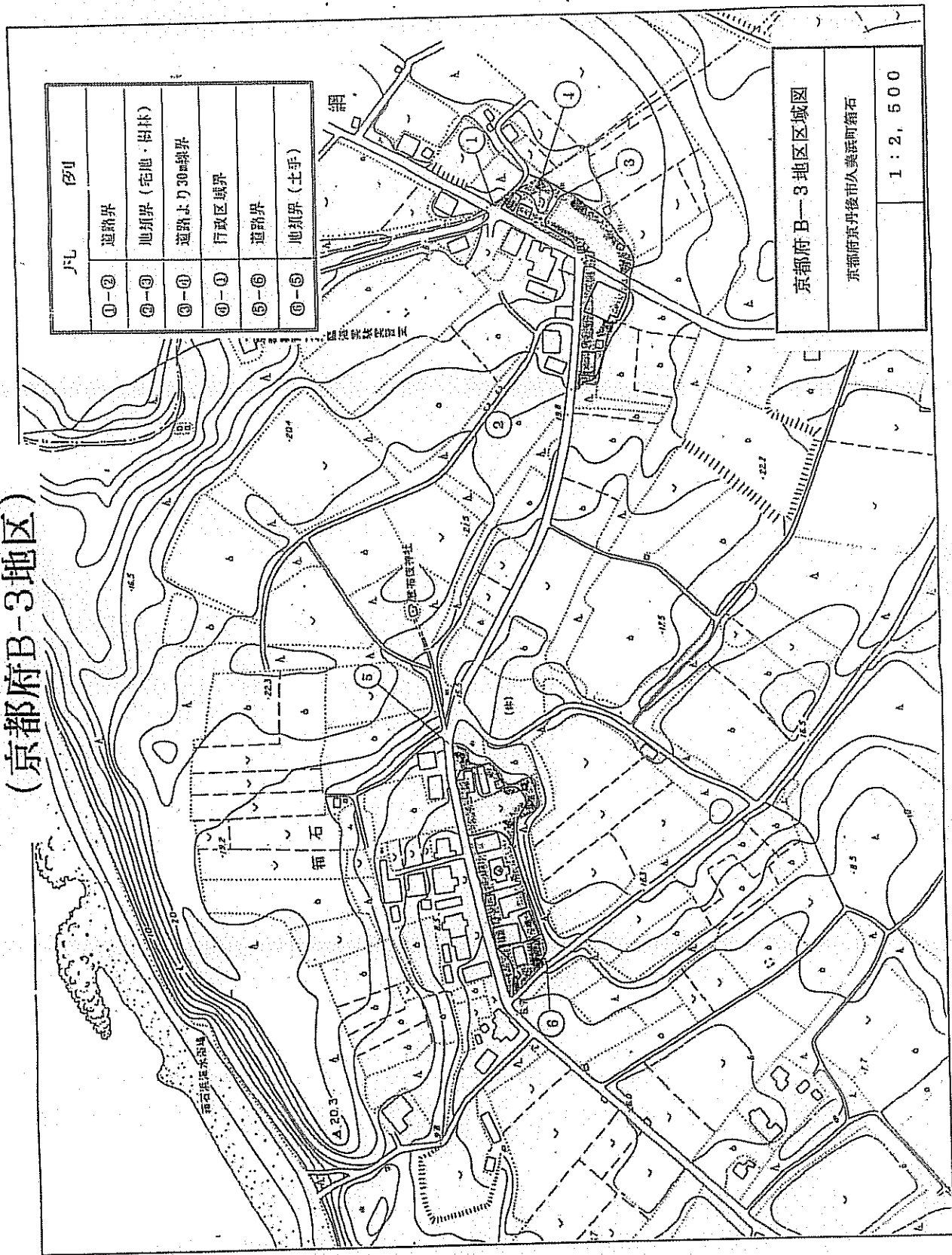
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(京都府B-2地区)

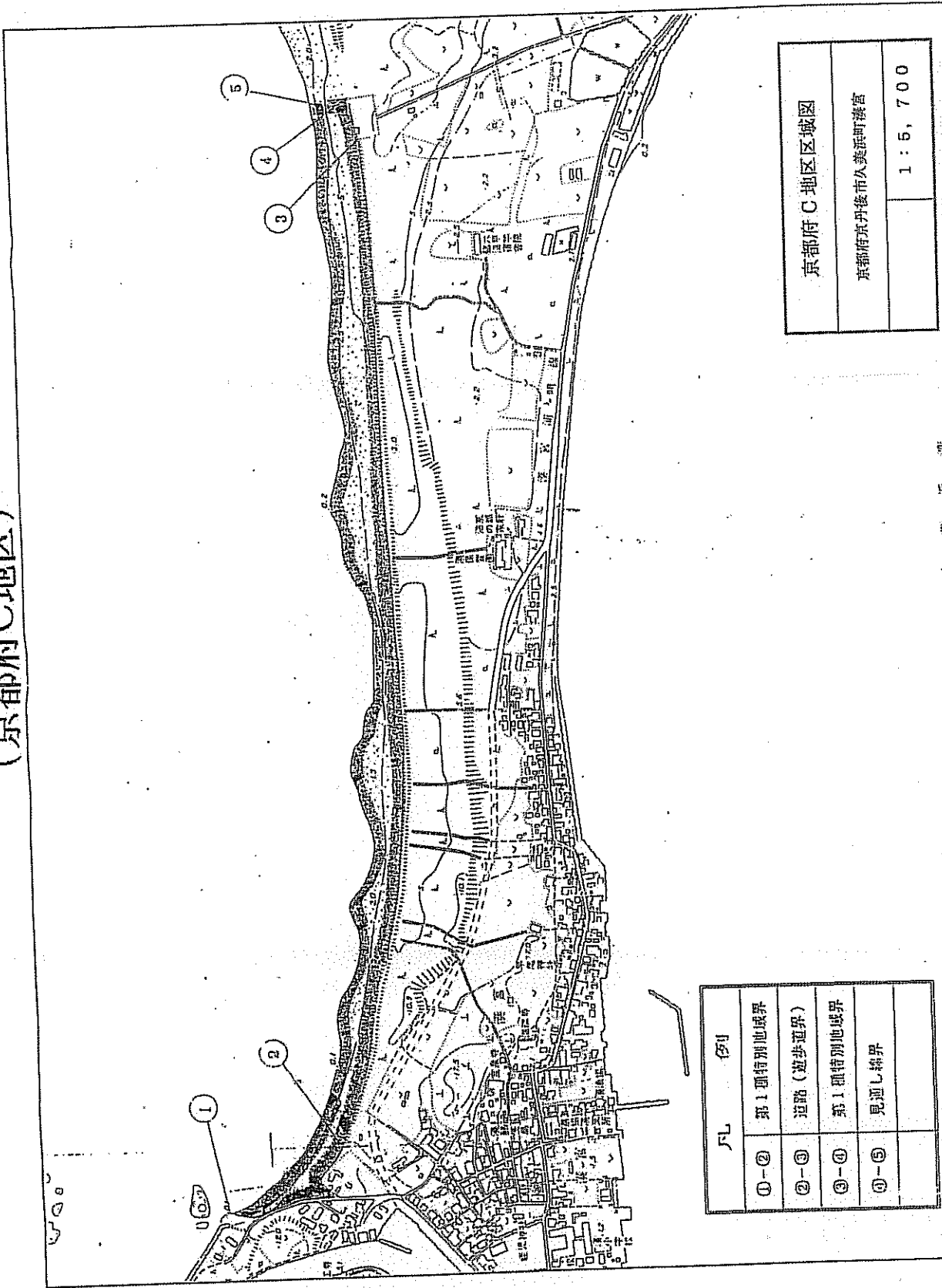


山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(京都府B-3地区)



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (京都府C地区)

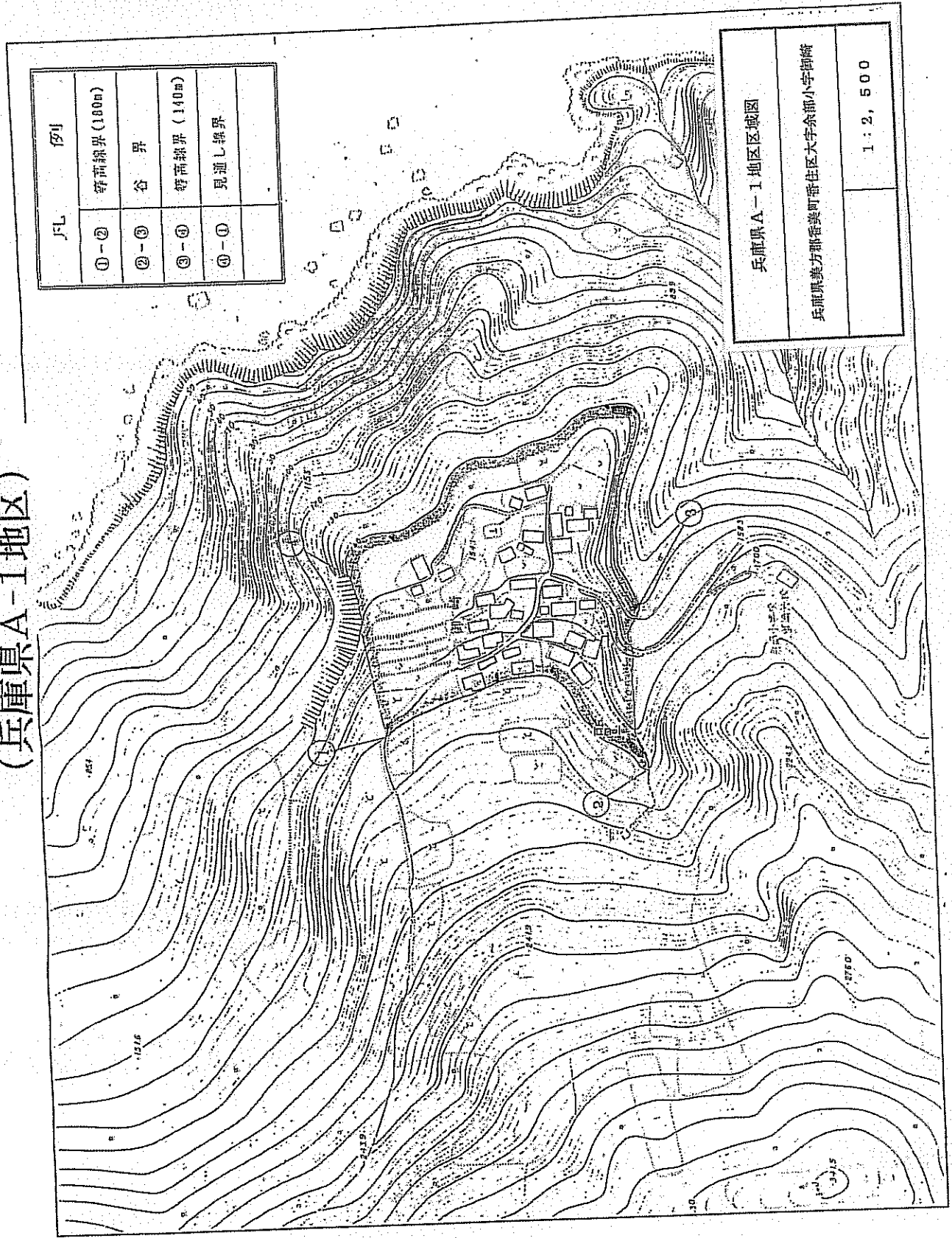


凡例	説明
①-②	第1種特別地域境界
②-③	道路(遊歩道界)
③-④	第1種特別地域境界
④-⑤	見返し線界

京都府C地区区域図	
京都府京丹後市久美浜町湊宮	
	1:5,700

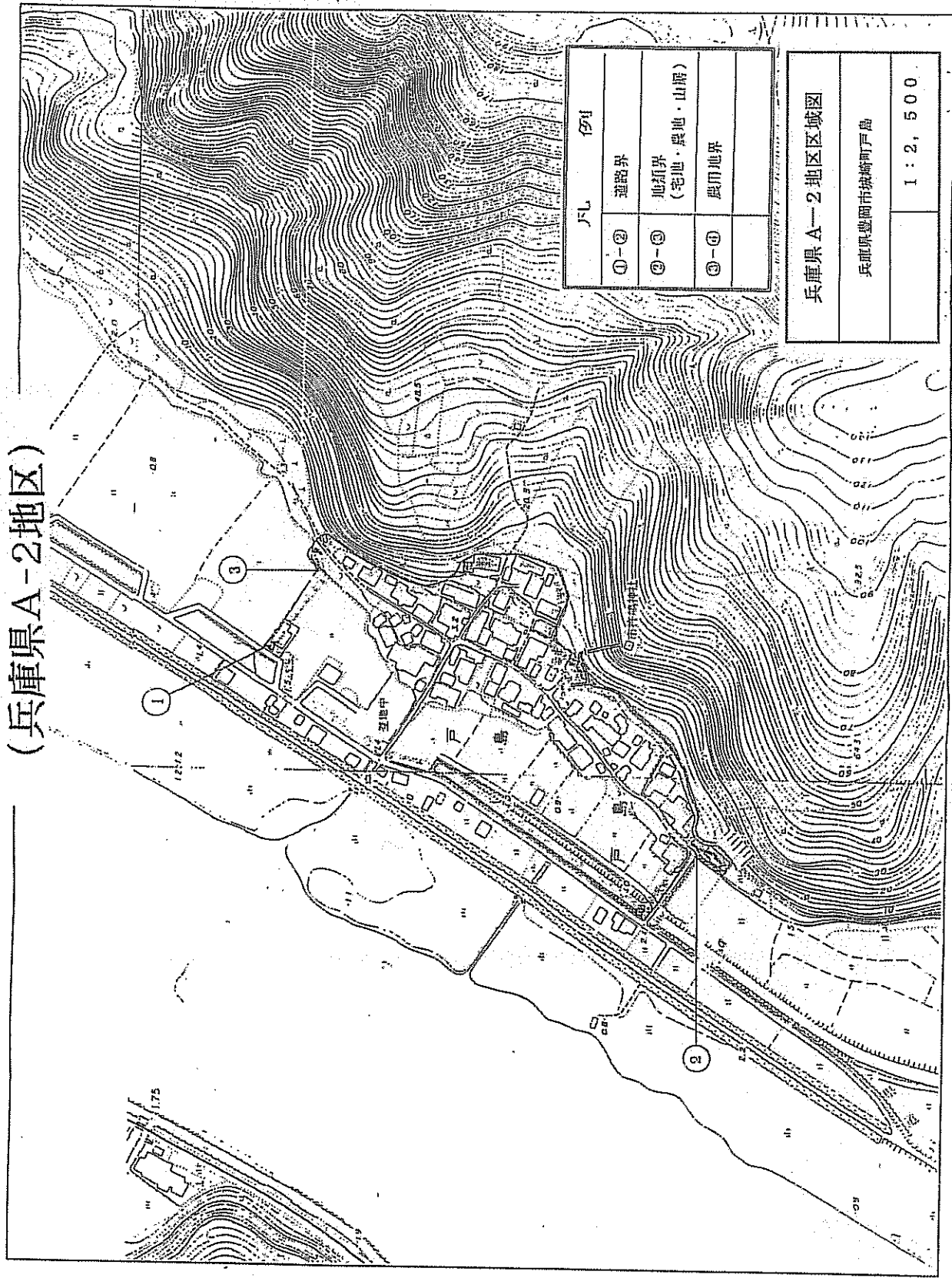
久 美 浜 町

山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (兵庫県A-1地区)



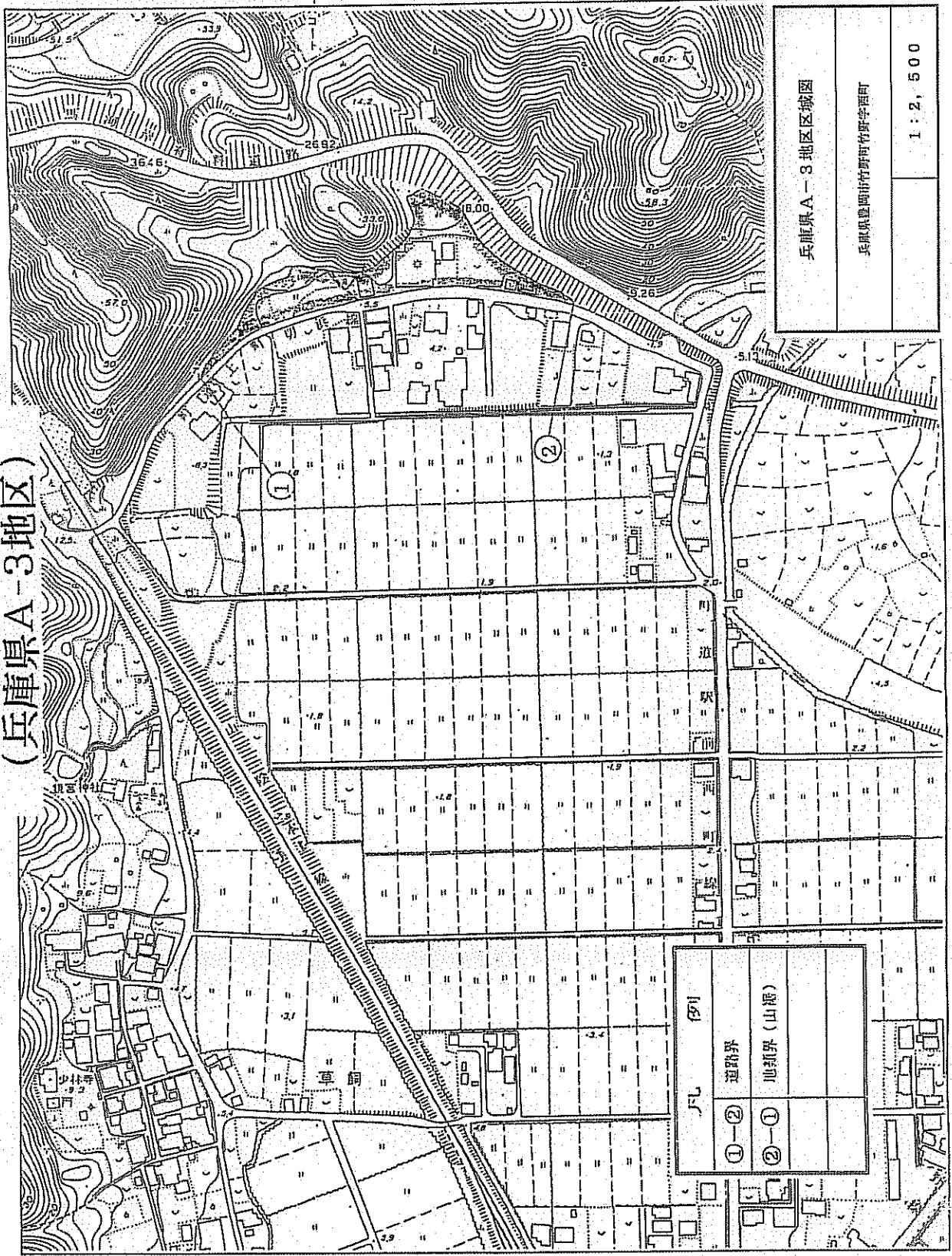
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(兵庫県A-2地区)



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(兵庫県A-3地区)

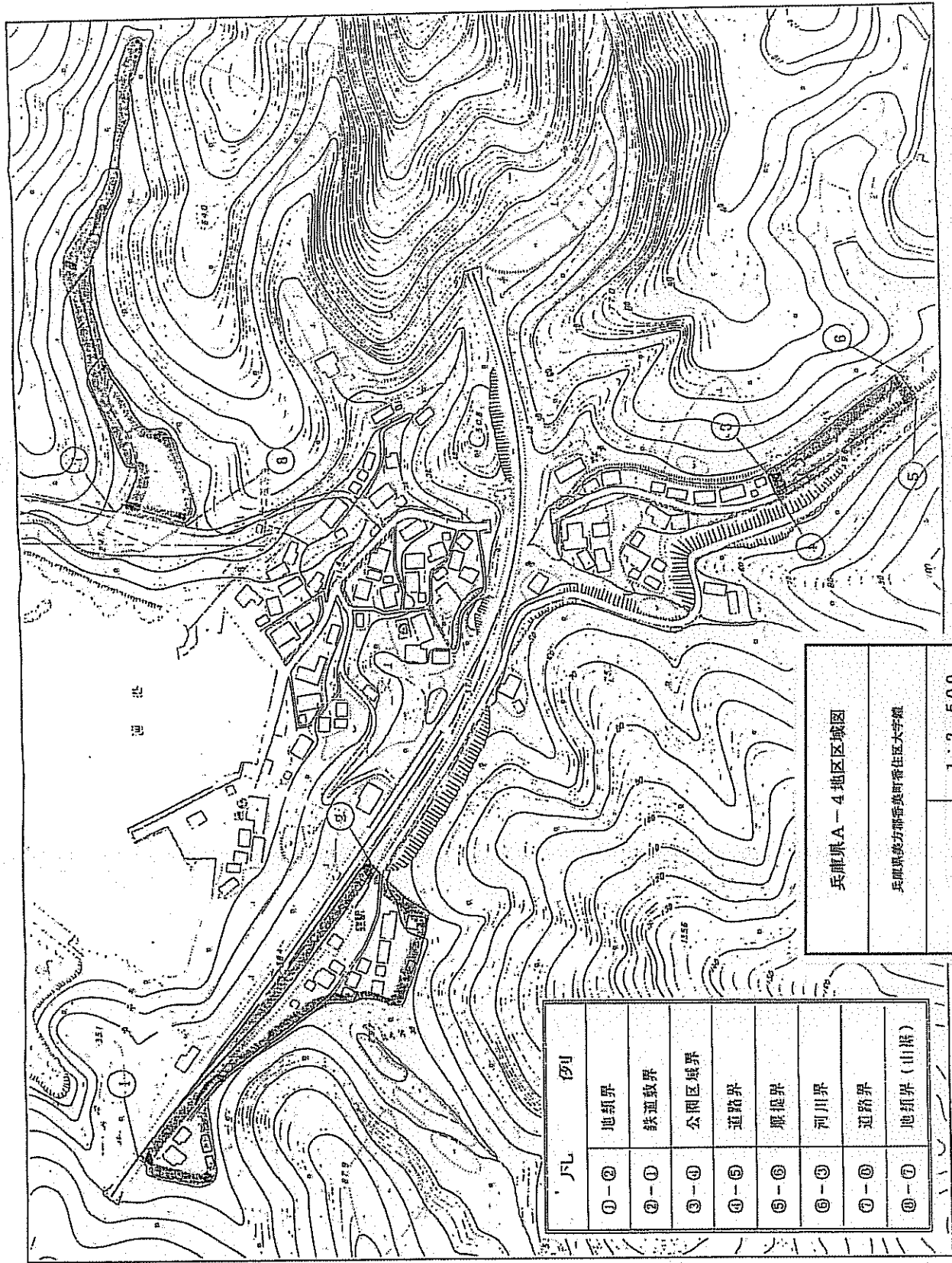


凡 例	
①—②	道路界
②—①	地籍界 (山形)

兵庫県A-3地区区域図	
兵庫県豊岡市野洲町字野洲町	
1 : 2,500	

山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(兵庫県A-4地区)

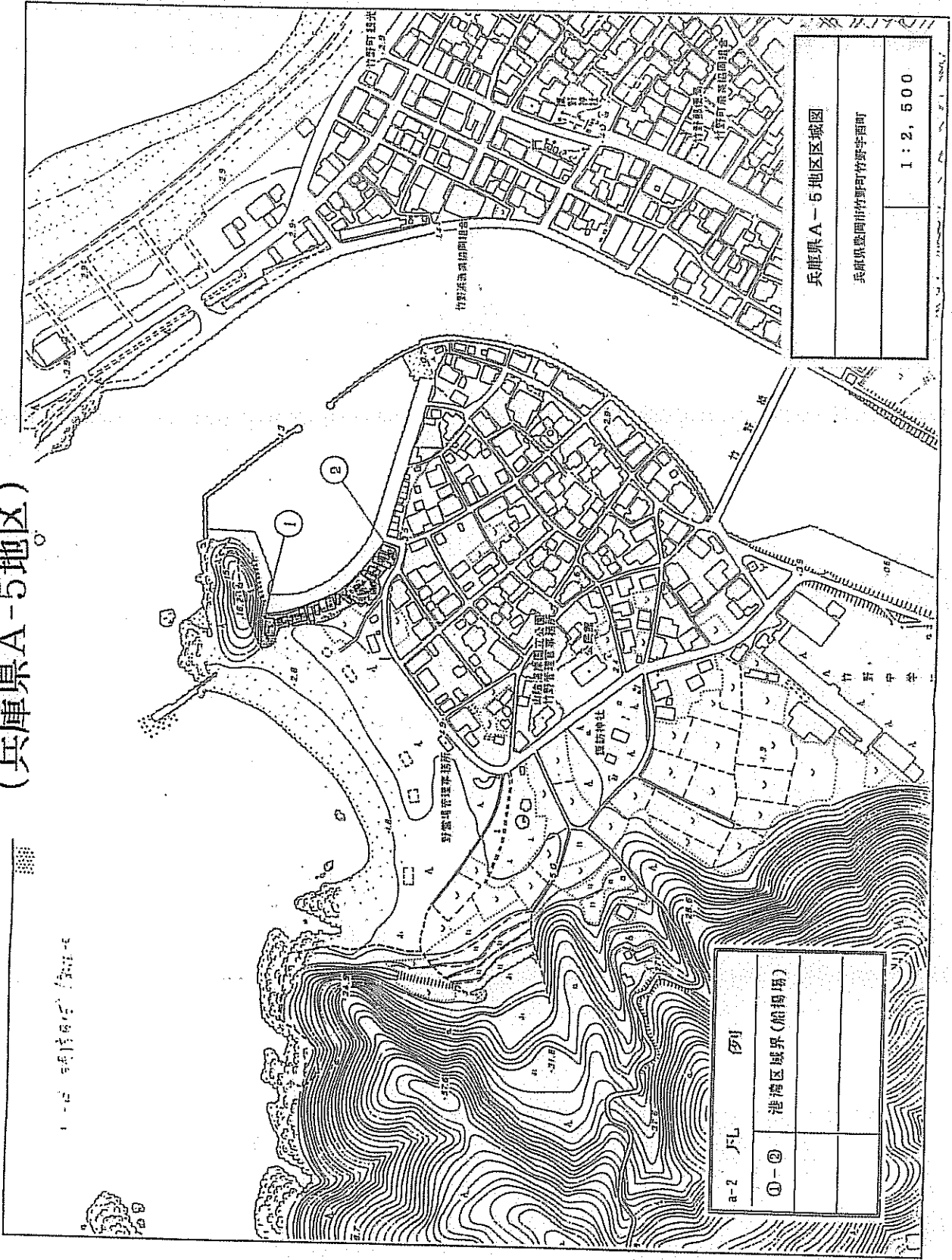


凡 例	
①-②	地類界
②-①	鉄道敷界
③-④	公園区域界
④-⑤	道路界
⑤-⑥	堰堤界
⑥-⑦	河川界
⑦-⑧	遊路界
⑧-⑨	地類界(山岳)

兵庫県A-4地区区域図	
兵庫県美方郡番美町番住区大字種	
1:2,500	

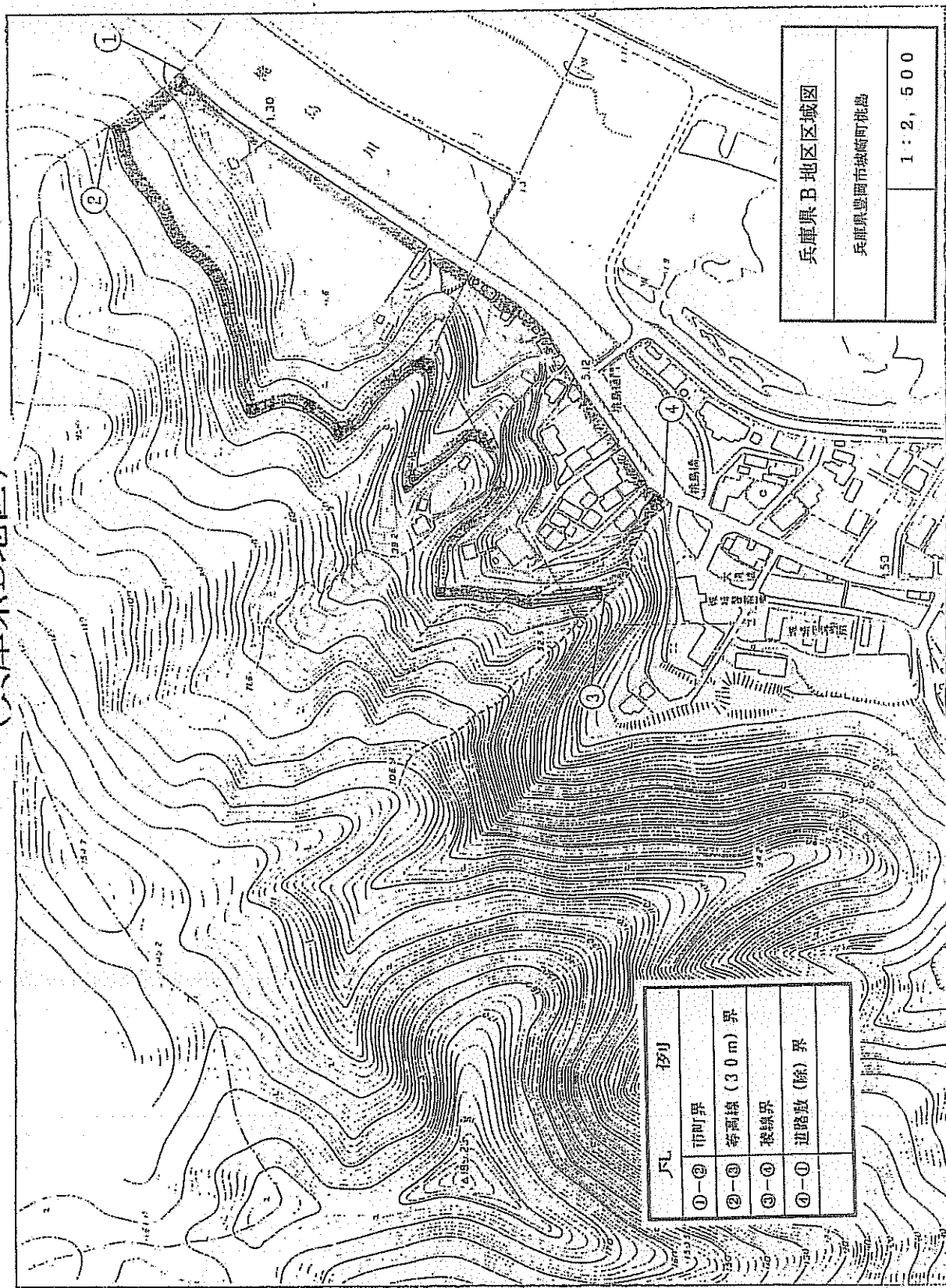


山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (兵庫県A-5地区)



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

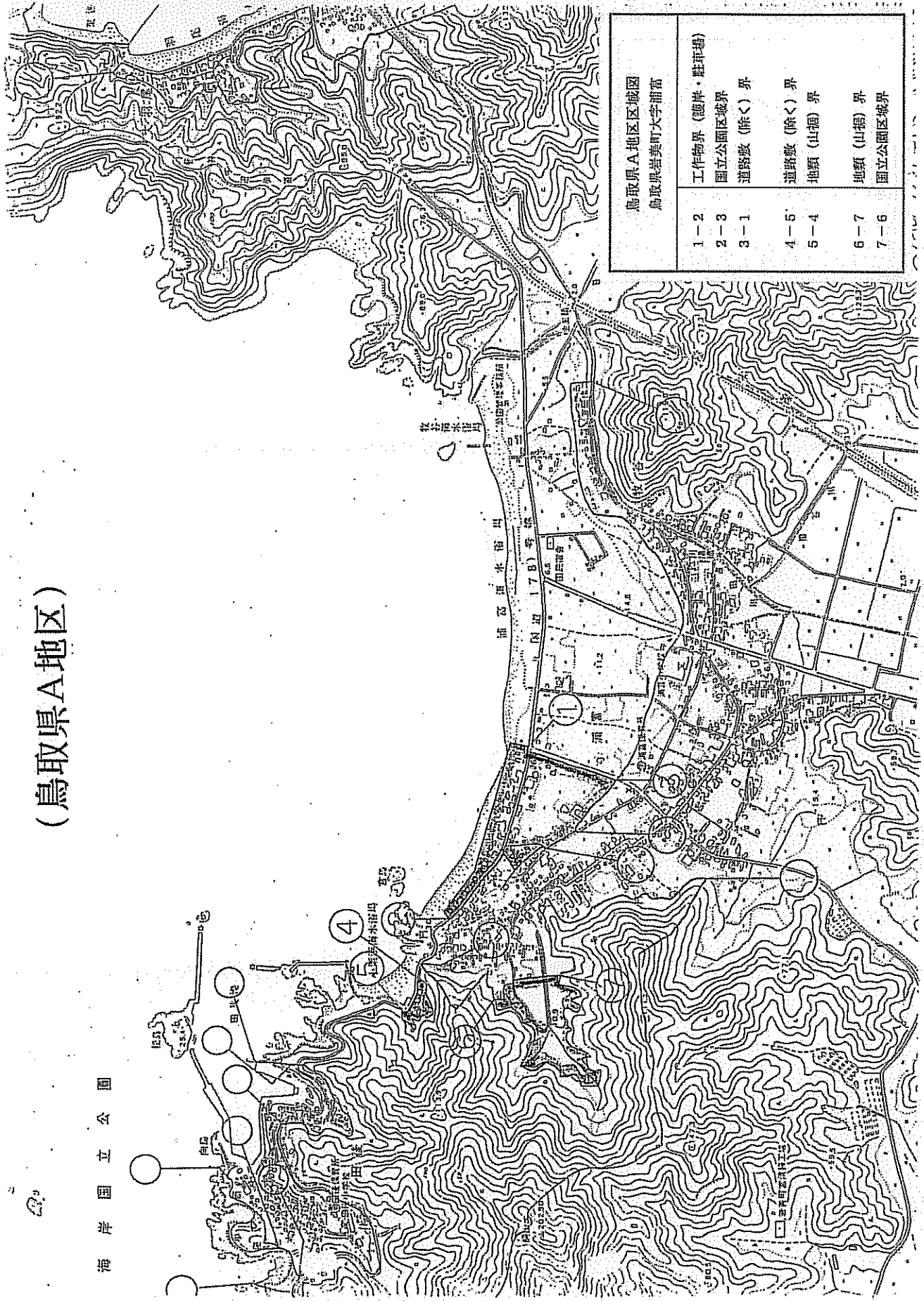
(兵庫県B地区)



山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

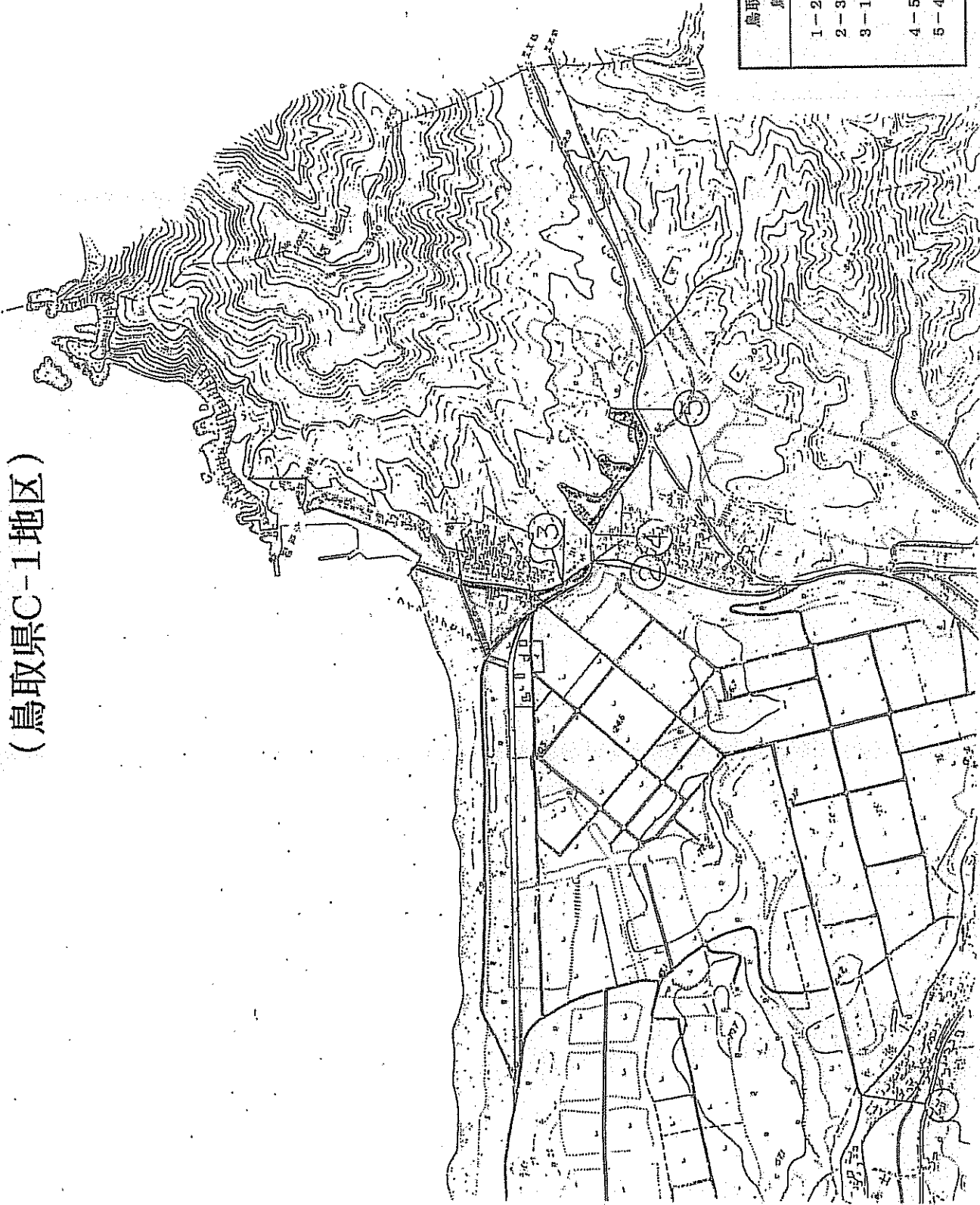
(鳥取県A地区)

海岸国立公園



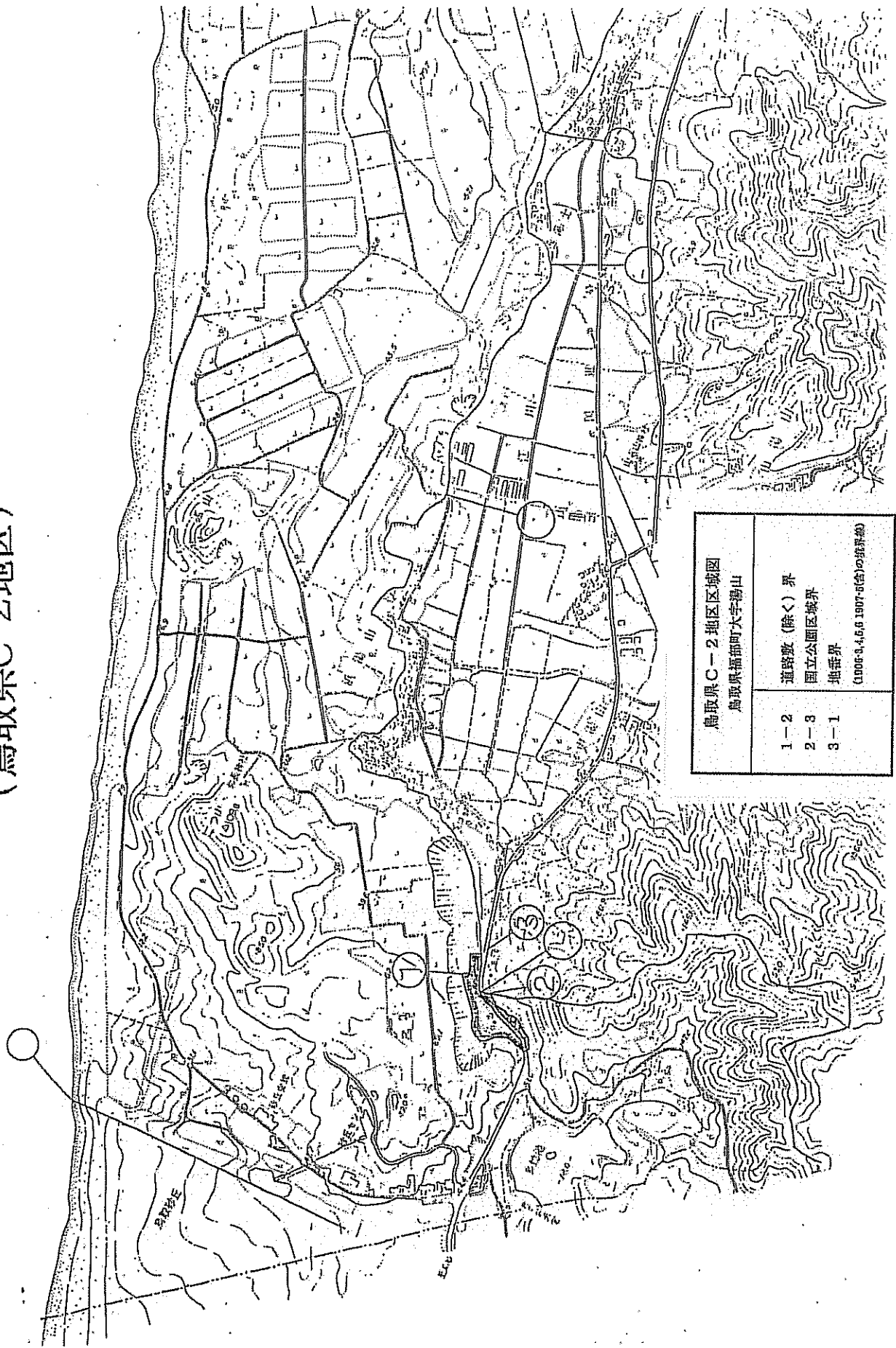


山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (鳥取県C-1地区)

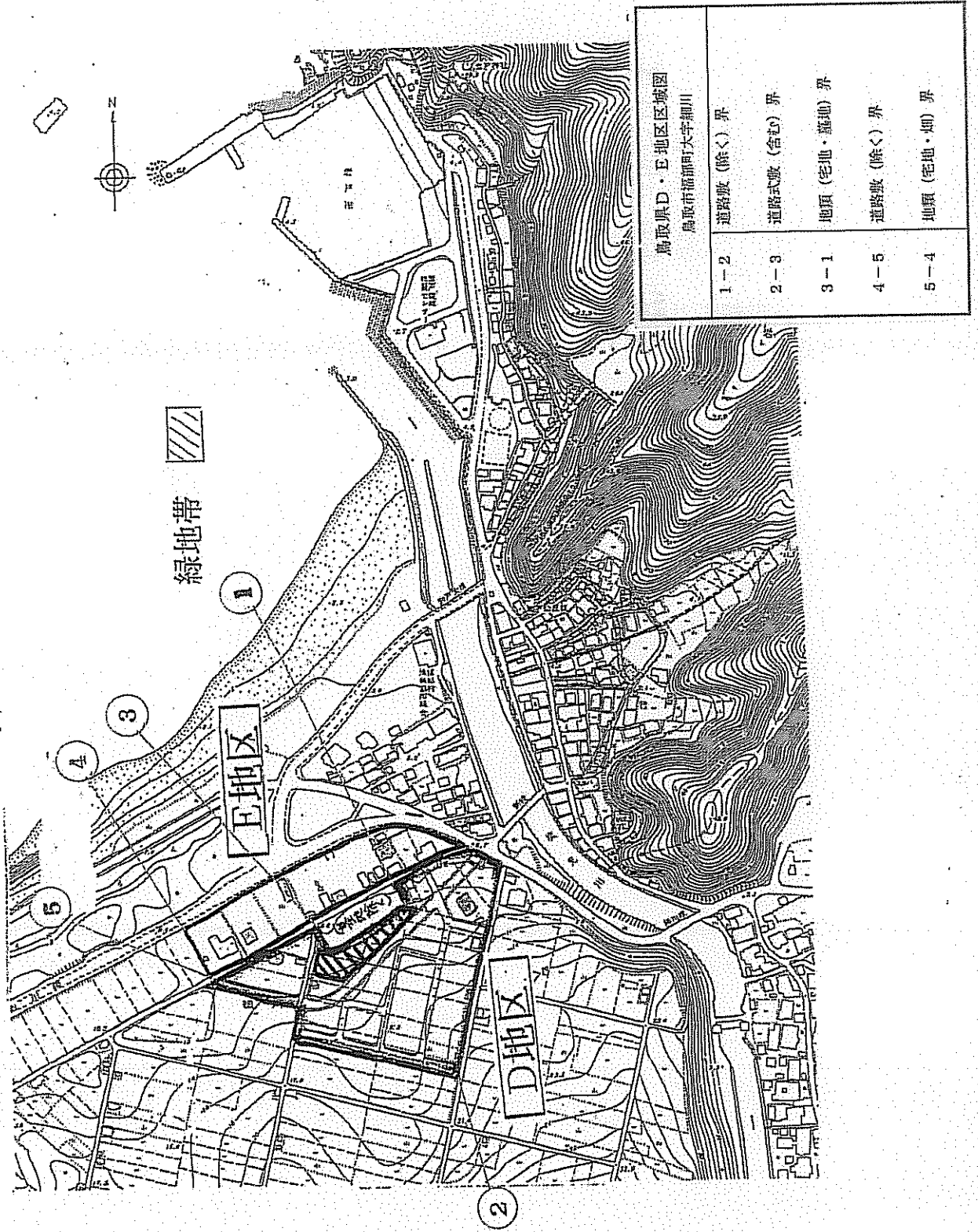


山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(鳥取県C-2地区)



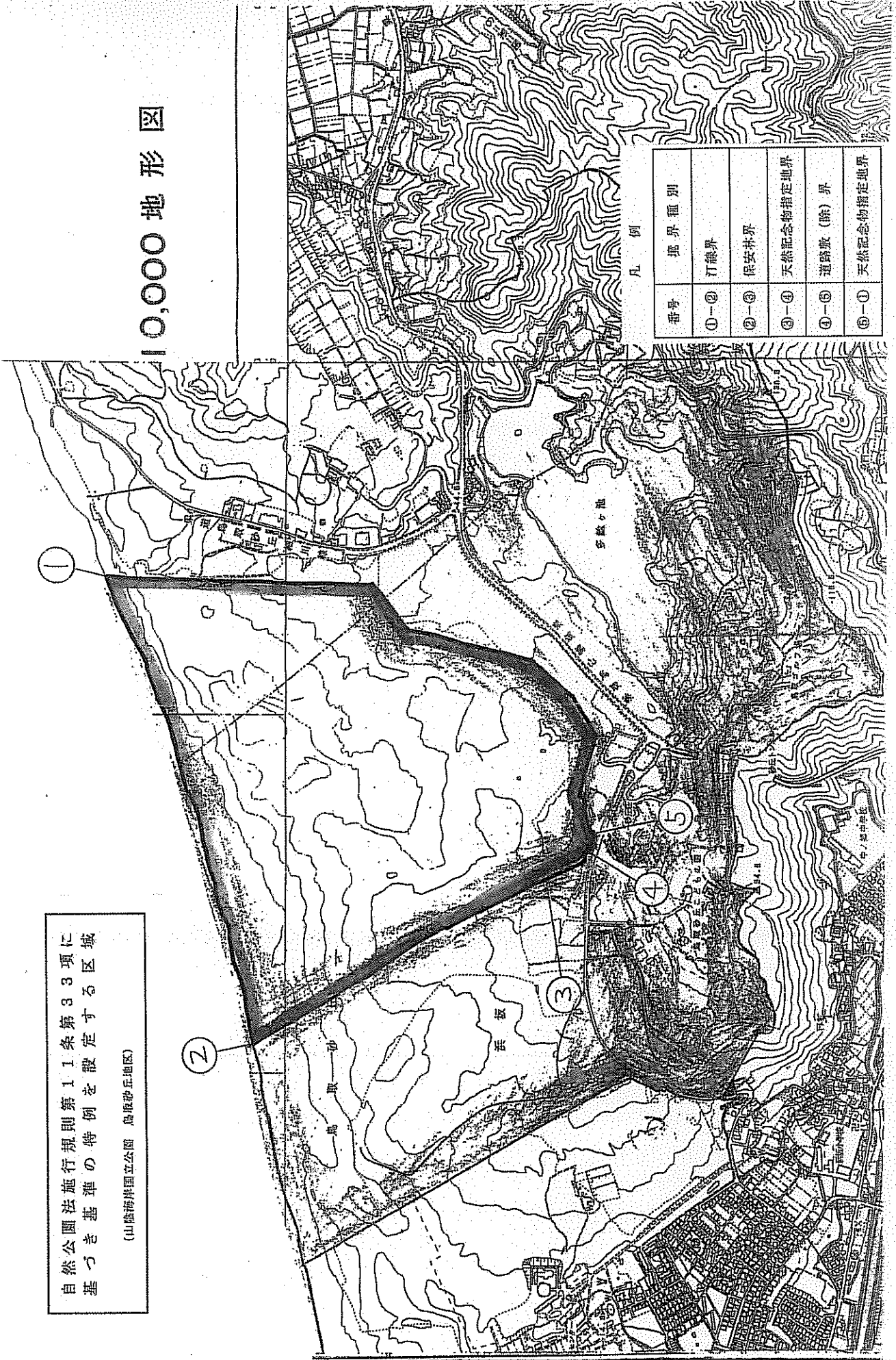
山陰海岸国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例  
 (鳥取県D地区・E地区)



自然公園法施行規則第111条第33項に  
基づき基準の特例を設定する区域

(山崎海岸国立公園 島原砂丘地区)

10,000地形図



凡例

番号	境界種別
①-②	行政界
②-③	保安林界
③-④	天然記念物指定境界
④-⑤	道筋敷(除)界
⑤-①	天然記念物指定境界